

移動等円滑化取組計画書

令和 2.6.22 年 月 日

住 所  
三重県四日市市久保田1丁目2番23号

事業者名 三重近鉄タクシー株式会社  
代表者名 取締役社長 末吉 利教



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

UD タクシーに該当する車両は、現状、ジャパントクシー15両しか保有しておらず、UD タクシーの導入と乗務員に対する継続的なユニバーサルドライバー研修の実施が必要である。そのため、毎年、代替車両に一定数のジャパントクシーを導入する等、計画的な車両導入計画と乗務員研修を行っていく予定である。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
UD タクシー車両の導入	対象期間・・・令和二年度 事業の主な内容 30両のジャパントクシー導入を予定している。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	対象期間・・・令和二年度 事業の主な内容 UD タクシーにて営業する乗務員は、ユニバーサルドライバー研修を受講し、現車による訓練を実施したものに限定する。



③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページでの 情報提供	対象期間・・・令和二年度 事業の主な内容 平成 30 年度から順次ジャパントクシーの導入を進めている。今後、積極的にジャパントクシーの導入を行っていくので、その都度、利用できる営業所等の情報を更新し、高齢者、障害者が利用しやすい環境の構築に努めていく予定。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員に対するユニバーサルドライバー研修の実施と現車を用いた車椅子乗降訓練	計画対象期間・・・令和二年度 事業の主な内容 ユニバーサルドライバー研修の実施と、現車（ジャパントクシー）を用いた車椅子乗降の訓練を行う。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

利用者の方々から寄せられる意見や他社事例を社内共有し、取組の改善に活用する。
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
車両導入台数	平成 30 年度 6 両導入 令和元年度 9 両導入 令和二年度 30 両導入予定	UD 車両を積極的に導入していくため。

Ⅴ その他計画に関連する事項

なし
----

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組報告書（福祉タクシー車両）

（令和元年度）

住 所 三重県四日市市久保田1丁目2番23号

事業者名 三重近鉄タクシー株式会社  
 代表者名 取締役社長 末吉 利教



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 福祉タクシー車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる福祉 タクシー車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ジャパンタク シー	対象期間・・・令和元年度 事業の主な内容 9両のジャパンタクシー導入を予定している。	計画通り実施完了

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、  
 旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
UDタクシーの継 続的な導入	対象期間・・・令和元年度 事業の主な内容 9両のジャパンタクシー導入を予定している。	計画通り実施完了

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ホームページで の情報提供	対象期間・・・令和元年度 事業の主な内容・・・平成30年度から順次ジャパンタク シーの導入を進めている。今後、積極的にジャパンタク シーの導入を行っていくので、その都度、利用できる営業 所等の情報を更新し、高齢者、障害者が利用しやすい環境 の構築に努めていく予定。	計画通り実施継続中

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

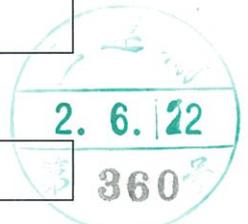
対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員に対する ユニバーサルド ライバー研修の 実施と現車を用 いた車椅子乗降 訓練	計画対象期間・・・令和元年度 事業の主な内容・・・半期ごとにユニバーサルドライバー 研修を実施し、その際に現車（ジャパンタクシー）を用い て車椅子乗降の訓練も合わせて行う予定。	計画通り実施完了

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) その他

--



II 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					
	計	車椅子対応車数	うち、ユニバーサルデザインタクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数	6	6	6	0	0	0
年度末車両数	15	15	15	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第9号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。

3. ユニバーサルデザインタクシーの台数の欄には、2の車両のうち、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示(平成24年国土交通省告示第257号)第4条第1項の規定に基づき、ユニバーサルデザインタクシーの認定を受けている車両の合計数を記入すること。

4. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。

5. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。

6. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。